

特記仕様書

(真岡市水処理センター及び二宮水処理センター維持管理業務委託)

第1章 総則

(目的)

第1条 本特記仕様書は、日本下水道事業団（以下「委託者」という。）が委託する真岡市水処理センター及び真岡市二宮水処理センター（以下「水処理センター」という。）の維持管理業務に関して、受託者が円滑に業務を実施するために定めるものである。

(適用)

第2条 受託者は、本特記仕様書によるほか、一般仕様書（真岡市水処理センター他2施設維持管理業務委託）（以下「一般仕様書」という。）に準じ、誠実かつ安全に本業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、本業務において設計図書と委託者の指示との間に相違がある場合、設計図書に記載のない事項又は疑義が生じた場合、委託者に確認して指示を受けなければならない。

(対象施設)

第3条 本業務の対象施設は、水処理センターとする。業務の実施範囲は、別紙－1－1、別紙－1－2、別紙1－1(参考)、別紙1－2（参考）によるものとする。

- 2 受託者は、前項に規定する対象施設の適切な運転、施設保全、機能保全等の維持管理を実施するに当たり、下水道の機能を把握し、その機能を低下させることのないよう努めるものとする。処理フローについては別紙2－1～4を参照すること。
- 3 年度途中で更新・増設のあった機器・設備又は「主要機器一覧表」に記載されていない機器・設備であっても、委託者が水処理センターの適正な運転に必要と判断した場合には、受託者は、委託者と協議の上、機器・設備の保守を行わなければならない。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(各責任者の資格及び要件)

第5条 受託者は、本業務の履行に当たって総括責任者、副総括責任者を選任し、履行期間中に専任で配置しなければならない。

- 2 総括責任者、副総括責任者が必要とする資格及び要件は、別記1のとおりとする。
- 3 受託者は本業務を確実に遂行するため、専任の担当を設定するものとし、運転監視担当、保全担当、分析担当について、当該業務に関する経験を有する者を担当責任者として配置しなければならない。
- 4 受託者は、本業務の実施に必要な、次の法定資格者等を適切に配置しなければならない。

ない。

- (1) 第2種電気工事士(電気工事士法(昭和35年法律第139号))
- (2) 危険物取扱者乙種第4類(消防法(昭和23年法律第186号))
- (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号))
- (4) 玉掛技能者(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号))
- (5) 2級ボイラー技士(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号))
- (6) その他本業務の実施に必要な資格者

なお、受託者は法令等に従い有資格者を適切に選任し、必要な届出を行わなければならない。

(総括責任者及び副総括責任者の職務)

第6条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として従業員の指揮及び監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類により、業務の目的及び内容等を十分理解して、効果的、経済的な運転・施設管理・施設整備に努めること。
- (3) 日常の業務執行状況を随時、委託者に報告し、問題点の解決改善に努めるとともに、協議・提案を行うこと。
- (4) 従業員を教育し、技術の向上及び事故の防止に努めること。

2 副総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 副総括責任者は、総括責任者の補佐及び代行を行い、総括責任者が不在のときは、総括責任者に代わりその職務を的確に行うこと。

(各責任者等の選任及び配置)

第7条 受託者は、各責任者を選任したときは、速やかに委託者に通知しなければならない。

- 2 受託者は、各責任者を適切な業務事務所に配置しなければならない。
- 3 受託者は、各責任者を補助する者を選任したときは、速やかに委託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、重大な事由(病休、死亡、退職等の止むを得ない理由又は家族の看病等道義的な理由等)がない限り、選任した総括責任者を変更することはできない。
- 5 各責任者を変更する場合には、委託者と協議すること。なお、総括責任者及び副総括責任者の変更に当たっては、入札時に提出した配置予定者と資格及び経験において同等以上の者を配置すること。なお、面接等により委託者が適性を認めた場合には、資格、経験の多寡にかかわらず同等以上とみなすものとする。

(危険物保安監督者等の選任)

第8条 受託者は、本業務の履行に当たり、消防法(昭和23年法律第186号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等に従い、業務従事者の内から次の者を使用責任者ごとに選任するとともに、関係官公署及びその他関係機関(以下「関係官公

署等」という。)に届け出なければならない。

- (1) 危険物保安監督者又は危険物取扱責任者（以下「危険物保安監督者等」という。）
- (2) 各種作業主任者
- (3) その他必要な者

- 2 危険物保安監督者等は、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)第 48 条に規定する業務を誠実に実施しなければならない。また、危険物取扱作業の実施に際し、当該作業が消防法第 10 条第 3 項の技術上の基準及び同法第 14 条の 2 の予防規程等の保安に関する規定に適合するよう、業務従事者に対して必要な指示を与えること。

(業務計画書)

第 9 条 受託者は、本業務の実施体制、業務工程、業務を行うに当たって必要な資格等、本業務を適正に履行するために必要な事項、その他提案事項を記載した業務計画書を 1 部作成し、本業務開始日の 30 日前までに委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

- 2 前項の業務計画書は、別紙－4 に基づき作成すること。
- 3 受託者は、業務計画書について、施設の状況又は業務の履行状況等を勘案した上で随時見直しを行い、常に最新かつ最適のものとしなければならない。
- 4 受託者は、業務計画書について年度ごとに内容について見直しを行い、当該業務年度開始日の 30 日前までに委託者に提出し承諾を受けなければならない。
- 5 委託者は、業務計画書を第三者に開示しようとするときは、受託者の承諾を得るものとする。
- 6 受託者は、業務計画書に記載された事項について履行義務を有する。

(従事者の届出)

第 10 条 受託者は、契約締結後速やかに業務の従事者となるべき者の名簿及び必要な資格証のコピー等を委託者に提出し、確認を受けなければならない。従事者に変更が生じたときも同様とする。

(提出書類)

第 11 条 受託者は、契約締結後、指定期日までに委託者が指定する様式により本業務関係書類を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、提出した本業務関係書類の内容に変更が生じたときは、速やかに変更届出書を委託者に提出しなければならない。
- 3 受託者は、委託者から資料又は書類等の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。
- 4 受託者は、委託者が指定するすべての提出書類について、電子データ化を行い、委託者が指定するクラウドサーバーに保存しなければならない。
- 5 月次報告書（業務日報、業務月報）、年次報告書（業務年報）、完了報告書の記載内

容は別紙－８のとおりとする。

(守秘義務及び服務規律)

第 12 条 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

この契約が終了した後においても同様とする。

- 2 受託者は、服務規律を確保するための措置を講じるとともに、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。
- 3 受託者は、前 2 項に違反する行為があった場合、速やかに委託者に書面により報告し、委託者の指示に従うものとする。
- 4 従業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを明示する社章等を着用させる。
- 5 総括責任者及び副総括責任者には、その旨を明示した名札等を着用させる。

(協力義務)

第 13 条 受託者は、委託者が別途実施する業務等が本業務と関連する場合、当該業務の実施者等と相互に協力しなければならない。他の事業者が実施する業務と本業務とが同時に実施される場合においても同様とする。

- 2 受託者は、真岡市等から出席等の要請があった場合、連携を図り、これに協力しなければならない。
- 3 受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者が行う調査又は試験に協力しなければならない。この場合において、委託者は具体的な内容等を事前に受託者に通知するものとし、当該費用の負担については、委託者と受託者とが別途協議して定める。
- 4 受託者は、委託者が関係官公署等への手続きを行う際に、届出書類等の作成に協力しなければならない。
- 5 受託者は、水処理センターで開催される施設見学等について、真岡市及び委託者に協力しなければならない。
- 6 受託者は、災害時等で予期しない避難者等が水処理センターを訪れた場合には、適切に誘導しなければならない。

(記録及び資料の作成)

第 14 条 受託者は、本業務を履行するに当たり委託者と協議等を行った場合には、打合せ記録等を作成し、委託者から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

- 2 受託者は、本業務の履行に際し、委託者が作成する管理年報、維持統計資料等の作成に必要な業務データ等の整理・記録を行い、委託者から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。
- 3 受託者は、委託者が行う書類作成の支援業務等を行い、委託者から提出を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(施設の機能確認)

第 15 条 受託者は、施設及び設備の機能に障害が認められ維持管理が困難であると見込まれるときは、原因の追究に努めるとともに、委託者にその旨を書面により報告し、状況改善のための措置の提案をしなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者は機能の回復に必要な措置を講じるものとし、機能が回復するまでの期間の維持管理については、委託者と受託者とが別途協議して定めるものとする。

(関係法令等の遵守)

第 16 条 受託者は、本業務の履行に当たり下水道法等の関係法令を遵守するとともに、真岡市の条例、規則及び規程等を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、消防法等の規定に基づき委託者が定める計画等を遵守するとともに、委託者又はこれらの法令に基づく責任者等の保安上の指示等に業務従事者を従わせなければならない。
- 3 受託者は、消防署等の関係官公署等の立ち入り調査に協力するとともに、その結果を委託者に報告するものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務)

第 17 条 受託者は、本業務の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合、警察への届出及び委託者への報告（以下「届出報告等」という。）をしなければならない。

- 2 受託者は、委託先事業者又はその使用人等が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合、届出報告等を行うよう委託先事業者を指導しなければならない。

(損害保険)

第 18 条 受託者は、契約書第 13 条第 3 項に定める場合のほか、本業務に関して保険契約を締結した場合、契約済の各種保険とともに当該保険に係る証券の写しを委託者に提出しなければならない。

(安全管理及び安全衛生管理)

第 19 条 受託者は、本業務の履行に当たり適正に現場管理を行い、業務従事者の労働災害並びに近隣住民及び第三者車両等の事故の防止を図るための措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、関係法令等及び本特記仕様書の規定を遵守して安全基準を定め、本業務の履行に当たり常に業務従事者等の安全及び健康の確保に努めなければならない。
- 3 受託者は、本業務の履行に当たり業務従事者の安全確保のための知識及び技能に関する安全教育・安全訓練等を実施しなければならない。
- 4 受託者は、業務従事者の安全衛生管理及び感染症予防対策等を含めた健康管理に努め、必要な措置を講じなければならない。

(火災の防止)

第 20 条 受託者は火元責任者を選び、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

- 2 受託者は、可燃物の集積場所（枯草置き場、ウエス等の可燃物置き場、少量危険物置き場等）の火気の始末を徹底させ、場内の火災の防止に努めなければならない。

（勤務日及び勤務時間）

第 21 条 受託者は、委託者から土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く日（以下「通常勤務日」という。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までを含む時間を通常の勤務時間として設定するものとする（以下「作業時間」という。）。

- 2 前項に関わらず、運転監視業務は 24 時間終日勤務を原則とする。ただし、真岡市水処理センターにおける作業時間外及び真岡市二宮水処理センターにおける終日の運転監視は、遠方監視装置による運転監視としてもよい。
- 3 受託者は、作業時間外に業務を行う必要がある場合において、緊急を要する事象にあっては速やかに初期対応の措置を講じ、計画的業務にあっては業務計画書又は事前の打合せ事項に基づき業務を実施しなければならない。

（災害等の対応と要員・体制の確保）

第 22 条 受託者は、台風その他重大事故及び社会的に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症の蔓延・拡大等の緊急事態発生に備え、業務継続計画（BCP）を作成しなければならない。また、緊急事態の発生時に広域的な支援を含め従業員を非常招集できる体制を確立し、業務計画書及び業務継続計画（BCP）に記載しておかなければならない。なお、業務継続計画（BCP）及び災害対応や体制については、委託者が定める災害対策要領等との整合を図るものとする。

- 2 受託者は、緊急事態が発生した場合には、予め業務計画書及び業務継続計画（BCP）で定めた体制に従い、速やかに従業員を所定の場所に配備しなければならない。
- 3 受託者は、感染症等による社会的に重大な影響のある事案等により、業務従事者の健康被害が生じた場合等については、委託者と協力し、業務遂行への支障を最低限に抑えるよう、有効な体制を確立するとともに、必要に応じて臨機の措置を行うものとする。また、その詳細については業務計画書及び業務継続計画（BCP）に記載するとともに、社会的状況の変化を踏まえ、随時見直しを行うものとする。
- 4 受託者は、事故が発生した場合には、速やかに応急処置を行うとともに、所定の緊急連絡により、各関係機関に連絡しなければならない。
- 5 受託者は、事故発生後できるだけ速やかに事故発生の原因、被害状況、経過及び処置状況等について、委託者へ報告し、事故発生報告書を委託者に提出しなければならない。
- 6 受託者は、その他不測の事態が生じた場合においても、事態収拾のための最善の処置を講じなければならない。また、委託者との連携が必要な場合は、速やかに連絡

等の措置を講じなければならない。

(消防訓練、震災訓練等)

第 23 条 受託者は、委託者が実施する消防訓練、震災訓練について、打合せ及び訓練実施等に協力しなければならない。

(施設の改善)

第 24 条 受託者は、次の場合、水処理センターの改善を委託者に提案することができる。

- (1) 業務従事者及び公衆の安全確保に支障がある場合
- (2) 下水道サービス水準又は施設的能力維持に支障となるおそれがある場合
- (3) 施設の改善により業務の効率化及び省エネルギーが見込まれる場合
- (4) 下水道サービス水準の向上が見込まれる場合
- (5) その他、水処理センターの運転等において改善が見込まれる場合

2 委託者は、受託者の提案内容を検討し、実施の適否を受託者に通知するものとする。

(業務の引継ぎ)

第 25 条 委託者は、受託者が本業務を開始するに当たり、受託者の立会いのもと水処理センターの機能等について確認を行う。なお、確認する項目は委託者と受託者とが協議して定める。

2 受託者が前受託者と異なる場合、業務の引継期間を令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとし、本業務の遂行に必要な情報を前受託者から引き継ぐものとする。なお、業務の引継ぎに要する費用は受託者の負担とする。

3 受託者は、本業務の完了に当たり、本業務の次期受託者が決定している場合、次期受託者に円滑に業務移行ができるよう別紙ー 7 に基づき引継書を作成し業務引継ぎを行うものとする。

4 受託者は、前項に定めた引継ぎに備え、契約書第 27 条第 2 項に定める引継期間の開始日の 14 日前までに、引継事項を作成して委託者に提出し、委託者の承諾を得るものとする。

5 受託者は、業務引継ぎに関するデータを電子データ (Microsoft Word 及び Microsoft Excel 等の編集可能なもの) として次期受託者に提供するものとする。

(個人情報等の保護)

第 26 条 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報等を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、真岡市個人情報保護法施行条例 (令和 4 年 12 月 19 日真岡市条例第 22 号) の趣旨を踏まえ、契約書の各条項を遵守し、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

2 受託者は、業務従事者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(改善提案)

第 27 条 委託者は、履行期間中に、本業務の維持管理の水準を低下させることなく業務履行方法や手段の改善等により業務の効率化が見込める場合は、業務計画書の変更についての受託者の提案（以下「改善提案」という。）を受け付けるものとする。

2 委託者は、改善提案を受理した場合は、本業務の履行の確実性、安全性、経済性等を審査し、評価するものとする。

3 委託者は、改善提案の採否について、改善提案の受付け後 30 日以内に受託者に通知するものとする。また、改善提案が適当と認められない場合には、その理由を付して受託者に通知するものとする。

4 改善提案が採用された場合は、受託者は業務計画書に反映するものとする。

5 受託者は、改善提案の対象業務の進捗管理とあわせて、維持管理全体への影響にも細心の注意を払うものとし、委託者に適宜状況を報告しなければならない。

6 委託者が採用した改善提案を実施した結果については、基本的に委託者が責任を負うものとする。ただし、第 4 項の不履行により委託者に著しい損害を与えた場合は、この限りではない。

（業務委託料の見直し）

第 28 条 第 43 条に定める小規模修繕業務については、同条第 6 項の想定額に差異を生じた場合に精算するものとし、委託料を変更する。

2 委託者は、履行期間中に、本業務の適正な履行又は適正な業務委託料の算定のため、業務計画書の内容又は業務の履行状況等について受託者に確認することができる。

3 委託者は、前項の確認の結果、必要があると認められるときは、受託者と協議の上で業務委託料を変更することができる。

4 賃金水準又は物価水準の変動による委託料の変更の詳細については、別紙－ 6 のとおりとする。

第 2 章 施設等及び貸与品等

（施設等の使用）

第 29 条 水処理センターの施設等の使用については、次のとおりとする。

（1）使用期間

本業務の履行期間中において、使用できるものとする。

（2）使用料

無償とする。ただし、通常必要となる経費（事業系一般廃棄物及び事業系産業廃棄物処理費）及び受託者の責めに帰すべき事由により生じた修繕等の費用は、受託者の負担とする。

（3）使用上の制限

（ア）受託者は、善良なる管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

(イ) 受託者は、本業務との関連において使用できるものとする。

(ウ) 受託者は、修繕、模様替えその他原状を変更する行為をするときは、事前に委託者の承諾を得なければならない。

(4) 原状回復

受託者は、履行期間終了後、委託者の指定する期日までに自らの費用で原状に回復し、委託者に返還しなければならない。

(場内及び建物管理・清掃関係業務)

第 30 条 受託者は、施設等の緑地帯の維持管理を行うほか、施設等及び施設周辺道路を適宜清掃する等の環境美化に努め、周辺地域との調和を図るものとする。

2 受託者は、施設敷地についても点検・調査を行うものとする。

3 受託者は、施設等の建具、門・柵・塀及び建築設備等に破損等の不具合が、受託者の責めにより生じた場合には、原状に復旧するものとする。

4 受託者は、市民等の立入による事故及び盗難等の発生を防止するため、施設等の必要な箇所に立入禁止の掲示等の保安対策を講じなければならない。

(情報システムの利用)

第 31 条 受託者は、情報システムの利用に当たり、委託者の情報セキュリティ等の規定に基づき適切に業務を行うものとする。

2 受託者は、前項の業務の実施に当たり、規定の内容を十分に理解するとともに、計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。

3 受託者は、前 2 項に係る運用方法・体制について、委託者の指示に従うものとする。

4 受託者は、前項に係る情報セキュリティ管理体制を作成し、委託者に提出するものとする。

(支給品、貸与品等の使用)

第 32 条 本業務の履行において、次の物については委託者が受託者に支給する、又は無償貸与する。受託者が負担するものは別紙－ 3 のとおりとする。なお、その受け渡し及び取扱上の注意事項については委託者と受託者とが協議するものとし、貸与品目は委託者が受託者に書面で提示する。

(1) 支給品

(ア) 燃料（車両用を除く。）

(イ) 油脂類（別紙－ 3 に含まれないもの。）

(ウ) 一般汎用品以外の消耗品、予備品・付属品及び部品・材料

(エ) その他、委託者が必要と認めたもの

(2) 貸与品

(ア) 完成図書

(イ) 備品（電気機器、工作機器等の維持管理用機器）

(ウ) その他本業務の履行に必要なもの

- 2 受託者は、貸与品等を適正に使用し、整理整頓及び点検整備を励行するとともに、その受渡し及び取扱い等について委託者の指示に従うものとする。また、空気呼吸器等の圧力容器の維持・管理・使用に当たっては、法の定めるところによるものとする。
- 3 受託者は、本業務の履行に当たり、委託者の施設等において委託者が所有する契約当初における既在庫品（補修用材料、原材料等）を使用することができる。この場合において、受託者は、物品管理台帳等を用いて委託者に使用量を報告するとともに、次年度の必要数量を見積もり、委託者へ報告するものとする。
- 4 受託者は、在庫の状況から支給品の不足が見込まれる場合は、委託者に当該支給品の支給依頼を行い、在庫不足により本業務に影響が生じることのないよう努めるものとする。
- 5 受託者は、本業務の履行期間が終了した、又はこの契約が解除されたとき、支給品の在庫がある場合に、当該支給品を委託者に返還するものとする。
- 6 貸与品について、受託者と調整した上で委託者が使用することがある。

（貸与品等の保管義務等）

第 33 条 受託者は、貸与品等を善良なる管理者の注意義務をもって取り扱い、管理しなければならない。物品倉庫又は危険物倉庫等に保管する貸与品等の管理については、倉庫を施錠する等、盗難等の防止に努めなければならない。

- 2 貸与品等について、受託者の責めに帰すべき事由によるき損、紛失、盗難等の損害が生じた場合には、受託者は、委託者に当該損害を賠償しなければならない。
- 3 受託者は、本業務の履行期間が終了した、又はこの契約が解除されたとき、直ちに貸与品等を原状に復し、委託者に返還しなければならない。ただし、通常の損耗については原状に復することを要しない。

（貸与品等の経費負担）

第 34 条 貸与品等の使用にかかる経費のうち、受託者の故意又は過失による事故等（交通事故、情報システムに関する事故を含む。以下「事故等」という。）、受託者の責めに帰すべき事由により生じた経費は、受託者の負担とする。

（物品等の調達及び支払い）

第 35 条 受託者は、別紙－ 3、 5 に記載する物品等の調達及び管理を適切に行うものとする。

（事故等の報告義務）

第 36 条 受託者は、貸与品等に関連する事故が発生した場合、書面にて受託者に遅滞なく報告しなければならない。

（損害賠償責任）

第 37 条 貸与品等の使用に伴い、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、受託者は、適切な処理を行うとともに当該損害を賠償しなければならない。

ない。

第3章 水処理センターの維持管理

(業務内容)

第38条 委託者は、基本的な施設の運転管理方針、運転管理の目標となる法令等の基準及び各種業務指標(KPI)について各年度にあらかじめ提示するものとし、受託者は、提示された運転管理方針に基づき業務を履行し、これらの法令等の基準を遵守するとともに、各種業務指標(KPI)の目標を達成できるよう努めること。その具体的方法は第9条に規定する業務計画書に記載し、委託者の承認を得ること。また、受託者は、業務の実施に必要なこれ以外の法令等の基準についても熟知のうえ、遵守しなければならない。

受託者は、水処理センターの各施設を平常時のみならず大雨・台風時においても適切に運転するとともに、運転管理及び施設マネジメントのさらなる改善・向上に努め、巡視点検、故障・災害時における対応等の維持管理業務のほか、機能の維持保全のための機器整備（清掃を含む）、定期点検、簡易な修繕等の業務、補修部品等の調達・管理業務及びこれらに関連する受託者との連絡調整、事務処理業務並びに調査検討解析に関する業務を、次のとおり実施するものとする。

- (1) 各種機器の運転操作及び監視、故障・災害時の対応等の施設の運転維持管理業務
- (2) 各種機器の点検、整備、清掃、簡易な修繕、小規模修繕等の保全業務
- (3) 各種水質試験及び報告書作成等の水質管理業務（分析における試験器具・試薬の準備、検体採取、分析、記録及び分析終了後の器具の洗浄・収納等及び委託者が指定する検査用試料の検体採取及び収集）
- (4) 水処理センターの維持管理に必要な法定点検等業務（別紙－9～14に示す業務を含む。電気保安業務を除く）
- (5) 委託者が別途実施する修繕、点検等の業務に伴う補助的業務及び委託者が実施する建設工事等に伴う施設整備作業に関連する必要な作業及び運転調整等の技術的業務
- (6) 水処理センターの運転管理・保守点検業務に付随する書類作成、マニュアル等の作成、委託者が依頼する書類の作成等の補助
- (7) 運転管理業務の最適化及び管理運営の改善に資するため、運転管理方法及び管理方法の改善に向けた調査研究、データ収集検討・解析を行うこと。また、委託者の行うこれらの目的のための取組みに協力すること。
- (8) 前号に示す調査研究等の具体的な事項は、省エネルギー、環境負荷の低減、長寿命化（設備の使用保全、躯体の腐食防止等）、コスト縮減（ユーティリティ、保守等費用）、水処理等運転の最適化、安全性、安定性、効率性等に係るものとする。

各年度における具体的な内容及び実施方法の詳細については、業務計画書等の書面により委託者の承諾を得るものとする。

- 2 受託者は、機器等の正常な機能を確認・確保するために必要な点検、整備、清掃及び修繕等の業務を実施するものとする。
- 3 対象設備の保守に関しては、各機器の取扱説明書及び電気設備の保安規程等を参考に実施するとともに、過年度の点検基準を必要に応じて見直し、改善の提案を行うものとする。

(有資格者)

第 39 条 受託者は、業務内容に応じた有資格者を適切に配置し、必要な届出を行わなければならない。

(人員配置)

第 40 条 本業務における人員配置は、業務計画書及び業務継続計画（BCP）に基づき大雨・台風時及び故障時等においても運転操作・監視等の対応ができるよう、次のとおりとすること。

- (1) 総括責任者又は副総括責任者が、通常勤務日の作業時間に勤務していること。
- (2) 運転監視業務に従事する人員（以下「運転監視要員」という。）を監視室に配置すること。
- (3) 運転監視要員から責任者を選任し、履行期間を通じて人員を配置し、24 時間終日対応すること。遠方監視を行う場合においても運転状況を把握し、故障発生時等には速やかに応急対応を発動できるようにすること。
- (4) 保守点検業務に従事する人員（以下「保全要員」という。）を、原則として通常勤務日の作業時間（緊急時及び非常時は除く。）に配置すること。
- (5) 運転監視要員及び保全要員並びに水質試験業務に従事する人員（以下「水質管理要員」という。）の配置について、業務計画書及び業務継続計画（BCP）に記載すること。
- (6) 委託者の定める災害対策要領の内容に準拠し、通常勤務日、作業時間を問わず、当該状況に応じた災害対応要員を速やかに配置すること。要員を配置する期間は、委託者が解除の指示をするまでの間とする。また、ポンプ等の故障への応急対応のほか危険物の漏洩等による二次災害防止のため、弁操作等の措置及び施設の被害調査等の緊急対応業務を実施する必要があるときは、災害対応要員を配置すること。

(水処理及び汚泥管理業務)

第 41 条 受託者は水処理センターの適正な運転管理状況を把握するため、次の水質試験等を実施すること。分析業務における試験方法は「JIS K0102、環境省告示及び下水試験方法（公社）日本下水道協会」等によるものとする。水処理センターで実施する水質試験等に必要な試薬・消耗部品等のうち別紙－ 3 に示すものは、受託者が調

達するものとする。

- (1) 水処理センターの運転管理に必要となる水質試験及び汚泥試験
 - (2) 委託者が実施する検査等において採取した試料の水質試験及び汚泥試験
 - (3) 前2号に係るデータの整理及び試験報告書等の作成
 - (4) 運転管理データ・分析結果の評価・検証並びにこれらに基づく管理運営方法の改善・変更等の実施及び施設改良・更新に関する反映の提案
 - (5) その他運転管理及び業務の改善に資する必要な調査検討の実施
 - (6) 運転管理状況を反映した保守点検方法・頻度等に関する改善の提案並びに分析結果に基づく分析項目及び頻度の増減に関する提案
- (1)及び(2)の試験項目及び頻度は、過年度の実績及び必要性から受託者が業務開始前に業務計画書で提案を委託者に行い、事前に承諾を得ること。

(簡易な修繕業務)

第42条 受託者は、点検等により各種機器等に不良箇所又は故障を発見したときは、特殊な機器あるいは部品又は高度な専門技術を要するものを除き、業務の実施のために必要な簡易な工作又は部品交換等の簡易な修繕を実施するものとする。

- 2 前項の簡易な修繕に必要な部品又は材料等は、別紙-3に示すものは受託者が調達するものとし、これによりがたい場合は委託者から支給するものとする。
- 3 受託者は、簡易な修繕業務に必要な部品又は材料等について、水処理センターの在庫品を使用することができる。
- 4 受託者は、簡易な修繕業務に必要な備品又は工具類について、水処理センターに備え付けられたものを使用することができる。ただし、備品又は工具類に故障又は破損等を生じさせた場合に必要な修繕又は処分にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

(小規模修繕業務)

第43条 受託者は設備等の修繕が必要な状況に対し、前条に定める簡易な修繕業務として実施することが困難な場合は、委託者に状況を報告するものとする。

- 2 委託者は、前項の報告があった場合又は別の方法により修繕を要する事態を把握した場合、1件当たりの修繕費用が200万円(消費税を含む。)に満たない事案について、受託者に修繕を指示することができる。
- 3 受託者は、前項に定める指示を受けた場合、見積書を付して実施内容について委託者に協議するものとする。
- 4 前項の規定は、受託者自らが修繕を行う場合にも適用する。
- 5 小規模修繕業務の実施内容を記録し、月実績を執行済み額及び当面の執行予定と合わせて月報提出時に委託者に報告するものとする。ただし、3月分については月報の提出とは別に3月末日までに報告すること。
- 6 前項に定める執行済み額を精査するため委託者から根拠を求められた場合、受託

者は根拠資料提示の義務を負うものとする。

7 年間 500 万円（消費税を除く。）の執行を想定する。

8 本条に定める小規模修繕業務に、次条に定める点検業務の結果必要となった措置
の他、業務上必要となった点検、測定、分析、部品交換等の業務を含むことができる
ものとする。この場合、第 2 項から第 6 項までの規定を適用する。

（法定点検等業務）

第 44 条 受託者は、次の各号に規定する法定点検等の業務を実施しなければならない。

その際、各年度における具体的な内容及び実施方法の詳細については、受託者が作
成し、業務計画書等に記載し、委託者の承諾を得ること。さらに、受託者は各業務
に関しその進捗状況について、必要に応じて随時委託者に立会又は確認を求めるも
のとする。

- | | |
|---------------------|------------|
| (1) 消防用設備点検業務 | (別紙— 9 参照) |
| (2) ボイラ性能検査及び清掃整備業務 | (別紙—10 参照) |
| (3) ばい煙測定業務 | (別紙—11 参照) |
| (4) 場内植栽管理業務 | (別紙—12 参照) |
| (5) 場内除草・屋内清掃業務 | (別紙—13 参照) |
| (6) 高窓清掃業務 | (別紙—14 参照) |

（薬品等調達業務）

第 45 条 受託者は別紙— 5 により自ら薬品等の調達を行う。

（再委託）

第 46 条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任したり、請け負わせたりし
てはならない。

- 2 受託者は、業務の一部を第三者に委任しようとする、又は請け負わせようとするど
きは、あらかじめ書面により委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任した、又は請け負わせた者の商号又
は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 4 受託者は、第 2 項により第三者に委任した、又は請け負わせた場合、当該委任又は
請負に基づく行為全般について責任を負う。

（業務予定表）

第 47 条 受託者は、各月 25 日（25 日が土日又は祝日の場合は、その後の直近の平日）
までに、次の事項に関する翌月の業務の予定を提出し、委託者の承諾を得なけれ
ばならない。

- (1) 運転管理における水処理・汚泥処理計画及び設備機器等の運転管理計画に関する
こと。
- (2) 保守・点検及び整備（簡易な修理・修繕を含む。）に関すること。
- (3) 資材及び消耗品の使用に関すること。

(4) その他業務に関すること。

- 2 機器の整備点検予定は、受託者が提出し、委託者が承諾した業務計画書に準拠しなければならない。

(運転記録等)

第 48 条 受託者は、委託者が承諾した内容を含む業務日報 1 部に所要事項を記入し、運転状況等を原則として翌日午前 10 時までに委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、委託者が承諾した内容を含む業務月報 1 部を、翌月 10 日（10 日が土日又は祝日の場合は、その後の直近の平日）までに、委託者に書面で提出し、その電子データは委託者が指定するクラウドサーバーに保存しなければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定する台帳システムに月間の施設・設備の保守・点検・修繕等の所要事項を記録しなければならない。
- 4 点検の結果、異常を発見した場合には、速やかにその状況を委託者に報告し、その対応を協議しなければならない。
- 5 受託者は、委託者が承諾した内容を含む業務年報 1 部を年度業務終了後速やかに委託者に提出しなければならない。

(保安教育及び保安に関する訓練等)

第 49 条 受託者は、本業務の履行に当たり関係法令、各種規程等に基づく保安教育及び保安に関する訓練の計画を作成し、実施しなければならない。

- 2 受託者は、自家用電気工作物保安規程に基づく保安教育及び保安に関する訓練の実施に協力するものとする。

(廃棄物等の処分)

第 50 条 下水処理に伴って発生する下水汚泥等の廃棄物に関して委託者が行う業務について、受託者は業務に関連して必要となる廃棄物の搬出業務、搬出実績の記録等の補助的作業を行う。また、受託者は、自ら行う業務に伴って発生する廃棄物等を施設内で保管するに当たり一般廃棄物と産業廃棄物とに分別し、委託者の指定する保管場所に種別ごとに整理整頓して保管し、適正に対応するものとする。

受託者が再委託を行う場合も、関係法令等に基づき廃棄物等の処分を適正に行うものとする。

(異常時の運転)

第 51 条 集中豪雨、台風、地震等の天災、装置等の異常等の緊急事態発生時には、流入水量及び停電の有無等の状況を速やかに委託者に報告するとともに、運転操作方法について委託者と協議しなければならない。

(異常時や緊急時の対応・措置)

第 52 条 受託者は、水処理センターにおいて次の事象を発見した場合、消防署への通報等の応急措置を講じるとともに、直ちに委託者に報告し委託者の指示に従わなければならない。

- (1) 火災
- (2) 構内電気事故
- (3) 危険物の流出事故
- (4) 人身事故
- (5) 公衆に被害が及ぶ事故
- (6) 処理機能に重大な影響を及ぼす故障又は事故

2 受託者は、地震等の不測の災害が発生した場合、人身の安全を最優先に、次の対応を実施するものとする。

- (1) 業務従事者及び水処理センター内の市民等の安否確認及び安全確保
- (2) 火災の防止、確認、通報
- (3) 燃料等危険物の流出防止処置
- (4) 非常用電源の確保
- (5) 災害対応業務

3 受託者は、水処理センターにおいて有害物質の異常流入等があった場合、状況を速やかに委託者に報告し、必要に応じて適切な対応をとるものとする。また、状況の経過について文書により委託者に報告すること。

(燃料及び処理薬品類管理業務)

第 53 条 受託者は、燃料、処理薬品類及び委託者が指定するその他資器材等について、適切な在庫管理を行い、受入、使用及び保管の状況を常時確認し、事故、盗難及び安全に留意し状況を把握するとともに、処理機能に支障が生じることのないよう管理しなければならない。その際、受託者は委託者に報告を行うものとする。

(物品等の仕様)

第 54 条 受託者は、水処理センターの機能・性能を低下させることのないよう、使用する補修部品、潤滑油等の物品の数量及び規格を委託者に申し出なければならない。

(備え付け書類及び帳簿)

第 55 条 受託者は、業務事項を明らかにするため、次に掲げる書類及び帳簿等を現場に備え付け、常に整備しておかなければならない。

- (1) 契約に関するもの
 - ア 契約書の写し
 - イ 仕様書の写し
- (2) 業務履行に関するもの
 - ア 業務予定表
 - イ 業務日報
 - ウ 運転記録日報
 - エ 整備点検日報
 - オ 修繕等記録簿

カ 備品工具の点検簿及び予備品の在庫帳簿

(3) その他法令等に定める備え付け義務のある書類及び帳簿

【別記 1】

第 5 条に規定する総括責任者、副総括責任者に求める資格及び要件は、次のとおりとする。

1 総括責任者

次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たす者であること。

- (1) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 の各号に定める資格を有する者であること。
- (2) 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日以降、以下同じ。）に継続した 1 年間以上、下表に示す施設の総括責任者としての実務経験を有する者、又は過去 10 年間に継続した 2 年間以上、下表に示す施設の副総括責任者としての実務経験を有する者であること。なお、副総括責任者としての実務経験を有する者を配置する場合は、過去 10 年間に水処理、汚泥処理それぞれ 2 年間以上の実務経験を有することを条件とする。

2 副総括責任者

次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たす者であること。

- (1) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条の 3 の各号に定める資格を有する者であること。
- (2) 過去 10 年間に継続した 2 年間以上の下表に示す施設において実務の経験を有する者であること。
- (3) 過去 10 年間に下表に示す施設において、水処理、汚泥処理それぞれ 2 年間以上の実務経験を有する者であること。

表

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条に定める終末処理場（現有処理能力（日最大水処理能力）11,000 m³/日以上）で処理法が次のいずれかに該当する水処理施設。

- ・ 標準活性汚泥法
- ・ 標準活性汚泥法＋急速ろ過又は凝集剤添加等
- ・ 膜分離活性汚泥法
- ・ 循環式硝化脱窒法等
- ・ 硝化内生脱窒法
- ・ ステップ流入式多段硝化脱窒法
- ・ 嫌気好気活性汚泥法
- ・ 嫌気無酸素好気法
- ・ 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法